

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人しあわせ会定款第5条及び第15条に規定する、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に定める評議員をいう。

### (理事会及び評議員会への出席費用等)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1によりその費用を支払うことができる。

ただし、交通費の実費が、その費用の額を超える場合には、その実費とする。

### (一定の業務に当たる役員報酬)

第4条 前条にかかわらず、月平均5日以上法人及び事業運営のために業務を行う役員に対して、別表2により報酬を支払うことができる。

### (監事の報酬)

第5条 監事が監査業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

### (出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人及び事業運営業務のため出張する場合は、別表4により旅費及び業務遂行に必要な経費の実費を支給することができる。

- 2 旅費等の支給は、原則として清算払いとする。ただし、必要により概算額を事前に支払うことができることとするが、この場合は、出張終了後速やかに清算するものとする。

(適用除外)

第7条 施設（白州いずみの家）内において開催される理事会及び評議員会の場合、職員たる役員及び評議員に対しては本規程を適用しない。

(準用)

第8条 役員報酬等の支給方法等に関し、この規程に定めのない事項については、別に定める職員給与規程を準用する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(附則)

- 1 平成14年4月1日施行した役員等の報酬等に関する規程は、廃止する。
- 2 この規程は、平成28年4月1日から施行する。  
(改定) 平成29年6月17日（社会福祉法改定に伴い）

別表 1

区 分	日 当	交 通 費 等	
		白州町開催	立川市開催
理事会・評議員 会出席費用 (1回につき)	4,000 円	東京都在住者 10,000 円	山梨県在住者 10,000 円
		山梨県在住者 (北杜市除く) 2,000 円	東京都在住者 (立川市除く) 2,000 円
		北杜市在住者 1,000 円	立川市在住者 1,000 円

別表 2

区 分	報 酬
役員が業務に当たった場 合の報酬月額	100,000 円

別表 3

区 分	報 酬
監事の報酬	50,000 円

別表 4

区 分	宿泊費	日 当	交 通 費 等	
			交通費	その他必要経費
出張旅費	実費。但し、 20,000 円を 上限とする	4,000 円	実 費	実 費